

滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年条例第8号。以下「条例」という。)に基づき、事業者等が合理的配慮の提供を行うための必要な費用について、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 滋賀県内において、飲食、物販、医療その他の障害者を含む不特定多数のものの利用が見込まれる事業を行う事業者
- (2) 自治会(同一地域の居住者が、当該居住者の共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織をいう。)
- (3) その他知事が特に必要と認める団体

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として知事が適当と認めるものとする。

(助成金の算定方法)

第5条 助成金の算定は、別表によるものとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者は、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、指定された期日までに知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 所要額調書(様式第3号)
- (3) 対象経費の見積書の写しまたは対象経費の内容がわかるカタログ等の写し(対象経費がコミュニケーションツール作成費、物品購入費または研修等開催費である場合に限る。)
- (4) 工事費見積書および工事図面の写し(対象経費が工事施工費である場合に限る。)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 助成事業者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、

申請時において助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更交付申請書（様式第4号）に、変更事業計画書（様式第2号）および変更所要額調書（様式第3号）を添えて申請し知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことがなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた助成金の額の増額を伴わない場合この限りではない。
- (2) 助成決定者は、事業を中止もしくは廃止する場合には、中止または廃止の理由が生じた後速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により申請し知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 助成金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を事業完了後10年間（事業の完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間）保管しておかなければならない。

(交付決定および不交付決定)

第8条 知事は、第6条または第7条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて予算の範囲内において、助成金の交付または変更を決定し、申請者に対し滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付決定通知書（様式第6号）または助成金変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 前項の規定による審査により、助成金の不交付または変更却下を決定したときは、申請者に対し、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金不交付決定通知書（様式第8号）または助成金変更却下通知書（様式第7号）により通知する。

3 同一年度における1助成対象者に対する助成の回数は、別表に掲げる対象経費の区分毎に1回を限度とする。

(完了の報告)

第9条 助成決定者（前条第1項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、助成事業完了の日から起算して30日を経過した日または交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、完了報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 所要額精算書（様式第11号）
- (3) 納品書および領収書の写し（対象経費がコミュニケーションツール作成費、物品購入費または研修等開催費である場合に限る。）
- (4) 工事契約書（工事内訳書を含む）および領収書の写し（対象経費が工事施工費であ

る場合に限る。)

(5) 研修等開催の写真、配布資料等および領収書（対象経費が研修等開催費である場合に限る。)

(6) 滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金交付決定通知書または第8条第1項の規定により変更の決定通知を受けた者にとっては、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金変更決定通知書の写し

(7) その他知事が必要と認める書類

2 助成決定者は、前項の完了報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、前条の報告を受けた日から起算して30日以内に助成金を確定し、滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金確定通知書（様式第12号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 知事は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 助成金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件またはこの要綱に違反したとき

(3) その他知事が不相当と認めるとき

(助成金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 助成事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第13号）により速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度5月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(管理および継続使用義務)

第13条 助成決定者は、合理的配慮の提供のために作成したコミュニケーションツールおよび購入した物品においては納品日、または工事の施工を行ったものについては工事の完了日から起算して1年以上継続して使用しなければならない。

2 この助成金により作成したコミュニケーションツール、購入した物品および工事の施工を行ったものについては、転売を禁止する。

3 第1項および前項において、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限り

でない。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 助成を受けようとする者または助成決定者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付申請または中止(廃止)承認申請、第9条の規定に基づく完了報告または第12条の規定に基づく仕入れに係る消費税相当額報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和4年2月17日から施行し、令和3年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の助成金に適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の助成金に適用する。

別表（第4条、第5条関係）

経費	摘要	助成上限額	助成率
コミュニケーションツール作成費	点字メニューまたはコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	30,000円	1/2以内
物品購入費	筆談ボード、折り畳み式スロープ等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品の購入に係る経費	50,000円	
工事施工費	簡易スロープ、手すり等障害者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための工事の施工に係る経費	100,000円	
	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則別表第1中欄に掲げる施設（第15項、第16項（コンビニエンスストアを除く）、第17項、第18項に限る）のうち、当該右欄に該当しない施設における工事の施工に係る経費		10/10以内
研修等開催費	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等に係る経費	50,000円	1/2以内